

【保険外併用療養費】 回数制限を超える医療行為の費用について (リハビリテーション)

標準的算定日数を超えた患者さまの場合、1月に13単位までは保険給付の対象となります。患者さまの希望により13単位を超えてリハビリを実施する場合には、以下の料金をご負担いただきます。

【 1単位（20分）あたりの金額 】

- 脳血管疾患等リハビリテーション料 2,690円
- 運動器リハビリテーション料 2,030円
- 呼吸器リハビリテーション料 1,920円
- 心大血管疾患リハビリテーション料 2,250円

総合病院 聖隷三方原病院